

○茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則

平成 3 年 12 月 25 日

規則第 51 号

改正 平成 4 年 3 月 27 日規則第 15 号

平成 4 年 12 月 22 日規則第 36 号

平成 5 年 12 月 24 日規則第 37 号

平成 6 年 12 月 26 日規則第 37 号

平成 7 年 3 月 27 日規則第 8 号

平成 7 年 12 月 22 日規則第 40 号

平成 8 年 12 月 20 日規則第 45 号

平成 9 年 12 月 25 日規則第 33 号

平成 10 年 3 月 26 日規則第 9 号

平成 10 年 10 月 30 日規則第 32 号

平成 11 年 3 月 25 日規則第 15 号

平成 12 年 9 月 29 日規則第 45 号

平成 12 年 12 月 22 日規則第 53 号

平成 13 年 3 月 29 日規則第 25 号

平成 14 年 12 月 19 日規則第 40 号

平成 18 年 9 月 29 日規則第 37 号

平成 19 年 3 月 26 日規則第 17 号

平成 19 年 12 月 18 日規則第 45 号

平成 20 年 10 月 1 日規則第 28 号

平成 20 年 12 月 19 日規則第 38 号

平成 24 年 12 月 28 日規則第 51 号

平成 25 年 12 月 18 日規則第 51 号

平成 30 年 7 月 2 日規則第 32 号

令和 4 年 3 月 29 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成 3 年茅ヶ崎市条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態及び学校)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は、別表第2のとおりとする。

(平9規則33・一部改正)

(児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(平9規則33・平10規則9・一部改正)

(父又は母の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める障害の状態は、別表第3のとおりとする。

(平9規則33・一部改正)

(ひとり親家庭に準ずる児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平9規則33・平10規則32・平24規則51・平25規則51・一部改正)

(医療保険各法)

第6条 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療保険各法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
(平 7 規則 40・平 9 規則 33・平 10 規則 9・一部改正)

(他の医療費助成事業)

第 7 条 条例第 3 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める他の医療費助成事業は、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年茅ヶ崎市条例第 10 号)に基づく事業とする。

(平 4 規則 15・全改、平 9 規則 33・一部改正、平 18 規則 37・旧第 8 条繰上・一部改正、平 20 規則 28・一部改正)

(所得制限額)

第 8 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、父又は母等にあつては別表第 4、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第 5 のとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 2 項第 1 号又は第 4 号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第 5 条第 3 号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (4) 第 5 条第 4 号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第 5 条第 5 号に該当する児童

2 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める額は、別表第 6 のとおりとする。

(平 9 規則 33・一部改正、平 18 規則 37・旧第 9 条繰上、平 24 規則 51・一部改正)

(所得の範囲)

第 9 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の範囲は、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)第 3 条第 1 項の規定中「前年」を「前々年」と読み替えた後の同項に規定する所得とする。

(平 12 規則 53・全改、平 18 規則 37・旧第 10 条繰上)

(所得の額の計算方法)

第 10 条 条例第 4 条第 1 項各号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により算出した額とする。

(平 8 規則 45・一部改正、平 12 規則 53・全改、平 18 規則 37・旧第 11 条繰上)

(特例措置)

第 11 条 条例第 4 条第 2 項に規定する特例措置は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の 12 月 31 日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては、条例第 4 条第 1 項の規定を適用しないものとする。

(平 9 規則 33・一部改正、平 18 規則 37・旧第 12 条繰上、平 30 規則 32・一部改正)

(医療証の交付申請)

第 12 条 条例第 5 条の規定による申請は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業福祉医療証交付申請書兼現況届(以下「申請書兼現況届」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書
- (3) 世帯の状況を証する書類
- (4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第 2 号から第 5 号までに規定する書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第 5 条の規定により申請があった場合において、条例第 3 条に規定する対象者と決定したときは、福祉医療証(以下「医療証」という。)を交付する。ただし、同

条に規定する対象者でないと決定したときは、茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業福祉医療証交付申請却下決定通知書により通知する。

(平7規則40・平10規則9・一部改正、平18規則37・旧第13条繰上)

(医療証の有効期間)

第13条 医療証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 始期 前条第3項本文に規定する医療証の交付を受けた場合は、当該医療証の交付が行われた日から開始する。ただし、更新手続については、第17条第2項に規定する手続をした対象者に1月1日から開始するものとする。

(2) 終期 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとする。

(平9規則33・一部改正、平18規則37・旧第14条繰上、平24規則51・一部改正)

(医療証の返還)

第14条 対象者は、その資格を喪失したとき又は新たな医療証の交付を受けたときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(平18規則37・旧第15条繰上)

(医療証の再交付)

第15条 対象者は、医療証を破り、汚し又は失ったときは、茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業福祉医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(平18規則37・旧第16条繰上)

(助成の方法の特例)

第16条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 医療保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する医療費の助成を受けようとするひとり親等は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書により市長に申請しなければならない。

3 前項に規定する申請書には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(平7規則40・平9規則33・一部改正、平18規則37・旧第17条繰上)

(届出)

第17条 条例第8条第1項の規定による届出は、茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更兼消滅届(以下「変更兼消滅届」という。)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、申請書兼現況届に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が引き続き手当を受けられるときは、届出を省略することができる。

(平9規則33・一部改正、平18規則37・旧第18条繰上)

(受給資格消滅の通知)

第18条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(平18規則37・旧第19条繰上)

(添付書類の省略)

第19条 市長は、申請書、変更届又現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平9規則33・一部改正、平18規則37・旧第20条繰上)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平18規則37・旧第21条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1号本文、第15条及び第17条の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 15 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 36 号)

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 37 号)

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 37 号)

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 8 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 40 号)

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 45 号)

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 33 号)抄

この規則中、第 3 条の規定による茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則別表第 4 から別表第 6 までの改正規定は同年 1 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 32 号)

この規則は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 15 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 40 号)

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 37 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 45 号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日(平成 19 年 12 月 26 日)から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 38 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年規則第 51 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 の規定は、平成 23 年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成 22 年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年規則第 51 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年規則第 15 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(令 4 規則 15・一部改正)

- 1 次に掲げる視覚障害
 - (1) 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
 - (2) 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

- (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の全ての指を欠くもの
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受け
るか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重視する場合であって、その状態
が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、
矯正視力によって測定する。

別表第 2(第 2 条関係)

(平 13 規則 25・平 19 規則 17・平 19 規則 45・平 20 規則 38・一部改正)

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校(同法第 58 条に規定する専攻科及び別科を除く。)及び中等教育学校の後期課程(同法第 70 条第 1 項において準用する同法第 58 条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 2 学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の高等部

- 3 学校教育法第 1 条に規定する高等専門学校(第 4 学年以上の者を除く。)
- 4 学校教育法第 125 条に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第 134 条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第 3(第 4 条関係)

(令 4 規則 15・一部改正)

- 1 次に掲げる視覚障害
 - (1) 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
 - (2) 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
 - (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して 1 年 6 月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第 4(第 8 条関係)

(平4規則36・平5規則37・平6規則37・平7規則40・平8規則45・平9規則33・平10規則32・平14規則40・平18規則37・平24規則51・平30規則32・一部改正)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第5(第8条関係)

(平6規則37・平7規則40・平8規則45・平9規則33・平10規則32・平18規則37・一部改正)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第6(第8条関係)

(平6規則37・平7規則40・平8規則45・平9規則33・平10規則32・平18規則37・一部改正)

扶養親族等の数	金額
---------	----

0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)